出席議員(17名)

1番	森	裕 樹	君	2番	加	藤	;	滋	君
3番	安 藤	義 憲	君	4番	平	間	幸	弘	君
5番	桜 場	政 行	君	7番	秋	本	好	則	君
8番	斎 藤	義 勝	君	9番	平	間	奈緒	美	君
10番	佐々木	裕 子	君	11番	安	部	俊	三	君
12番	森	淑 子	君	13番	広	沢	-	真	君
14番	有 賀	光 子	君	15番	舟	Щ	į	彰	君
16番	白 内	恵美子	君	17番	水	戸	義	裕	君
18番	髙 橋	たい子	君						

欠席議員(1名)

6番 吉田和夫君

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	滝	口		茂	君
副町	長	水	戸	敏	見	君
会 計 管 理 者 会 計 課	兼 長	相	原	光	男	君
総務課長補	佐	小	林	威	仁	君
まちづくり政策課長			間	雅	博	君
財 政 課	長	鈴	木	俊	昭	君
税 務 課	長	水	上	祐	治	君
町民環境課	長	安	彦	秀	昭	君
健康推進課	長	佐	藤	浩	美	君
福 祉 課	長	平	間	清	志	君
子ども家庭課	水	戸	浩	幸	君	

農政課長併 農業委員会事務局長 瀬戸 諭 君 商工観光課長 藤 君 斎 英 泰 都市建設課長 水 戸 英 義 君 =上下水道課長 曲 竹 浩 君

槻木事務所長 齋藤良美 君

教育委員会部局

教 育 長 船 迫 邦 則 君 教育総務課長 君 森 浩 生涯学習課長 藤 原 政 志 君

スポーツ振興課長 石 上 幸 弘 君

その他の部局

代表監查委員 大宮正博 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大川原真一

議事日程(第4号)

平成30年9月6日(木曜日) 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第 6号 町道路線の認定について

第 3 議案第 7号 柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

第 4 議案第 8号 平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事 (繰越明許) 請負契約について

第 5 議案第 9号 平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼6号雨水幹線工事 (繰越明許)請負契約について

第 6 議案第10号 平成30年度柴田町一般会計補正予算

第 7 議案第11号 平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

第 8 議案第12号 平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

第 9 議案第13号 平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算

- 第10 議案第14号 平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第11 議案第15号 平成30年度柴田町水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長(髙橋たい子君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が6番吉田和夫君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係 所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(髙橋たい子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において17番水戸義裕君、

1番森裕樹君を指名いたします。

次の日程の前に、昨日の会議において教育委員会委員の任命に同意されました加藤真二さん から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

加藤真二さん、どうぞ。

[加藤真二君 登壇]

○教育委員(加藤真二君) おはようございます。

教育委員に再任されました加藤真二と申します。この場をかりまして、一言お話をさせてい ただきます。

私は経営コンサルタントの仕事をしていまして、商売の王道というか、近江商人の「三方よし」という言葉がございます。それは、「売り手よし、買い手よし、社会よし」と。利害関係者がみんなハッピーになると、そういうのが商売の原点じゃないかということで、近江商人はその精神で富を蓄積していったんですけれども、教育界についても同じようなことが言えるんじゃないのかなと思っております。それは、要は「生徒よし、先生よし、社会よし」と。こういうのは三方両得というか、そういうふうな精神を具現化していくのが教育委員の仕事なのではないかなと、そういうふうに思っている次第でございます。

教育を門外漢の私が2年間何とかやってこられたのは、船泊教育長初め教育委員会の事務局

の皆様、そして関係者の皆様のご協力があったたまものと思って、感謝しております。これからまた4年間という比較的長い時間になりますけれども、柴田町の教育の発展のために、一助となればと思って頑張ってまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶にさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。 (拍手)

日程第2 議案第6号 町道路線の認定について

○議長(髙橋たい子君) 日程第2、議案第6号町道路線の認定についてを議題といたします。 町長の提案理由の説明を求めます。町長。

「町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 提案理由を申し上げる前に、エアコン設置についてさまざまな角度から 激論を交わし、その結果、昨日エアコンを再来年設置すると覚悟を決めた途端、ほっとして気 が緩んで、風邪を引いてしまいました。お聞き苦しい点があるかと思いますが、お許しをいた だきたいと思います。

ただいま議題となりました議案第6号町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。 今回の町道路線の認定は、1路線を認定するものです。

現在、農道として管理している道路は、住宅建築が進み、生活道路として利用されていることから、大字四日市場字雨沼34-1から43-3までの区間を町道四日市場27号線として認定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(髙橋たい子君) 補足説明を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英泰君) おはようございます。

それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書については、7ページでございます。お開きを願います。

議案第6号町道路線の認定についてです。

道路法第8条第2項の規定に基づきまして、新たに町道1路線について認定をお願いするものでございます。

お配りしています議案第6号関係資料をごらんください。

今回認定をお願いしますのは、柴田町大字四日市場字雨沼地内の町道四日市場27号線です。 平面図ではわかりづらいんですが、四日市場沖集会所の西側、槻木中学校から見て東側になります。こちらは凡例にありますように赤色の実線で表示している路線が今回認定をお願いする路線となります。この路線は、現在農道として管理していたものを町道とするものでございますが、提案理由でも述べましたように住宅建築が進み、路線沿いには9軒の家が既に張りついてございます。地域住民の生活道路として頻繁に利用されておりまして、さらに起点部と終点部は町道に接続してあるという状況でございます。新たに町道に認定して、しっかりと私ども町道管理者でもって管理の徹底を図りたいということです。

路線延長については、139メートルでございます。

それでは、議案書7ページにお戻りください。

議案書のほうで、路線名、起点、終点をご説明します。

路線名、町道四日市場27号線です。

起終点の位置です。起点が四日市場字雨沼34-1地先です。終点については、四日市場字雨沼43-3地先です。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(髙橋たい子君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。 7 番秋本好則君。
- ○7番(秋本好則君) 秋本です。

ここの路線は、たしか非舗装だったと思うんですけれども、舗装の予定とか、あと下水関係 もこれから全部入れていくのか、その辺について教えてください。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英泰君) 秋本議員おっしゃるとおり未舗装でございます。認定をご承認いただきましたら、ほかの路線もございますので、年次計画でもってやっていくということです。
- 〇議長(髙橋たい子君) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(曲竹浩三君)** 下水道の整備については、既に埋設を終了しております。
- ○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) **これをもって質疑を終結いたします**。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより議案第6号町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第7号 柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に 関する条例の一部を改正する条例

○議長(髙橋たい子君) 日程第3、議案第7号柴田町地方活力向上地域における固定資産税の 不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第7号柴田町地方活力向上地域における 固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げま す。

今回の条例改正は、地域再生法の一部を改正する法律及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴うものです。

主な改正点は、対象計画期間の延長及び課税割合等を改めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(髙橋たい子君) 補足説明を求めます。税務課長。
- ○税務課長(水上祐治君) 議案第7号柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例です。

今回の改正は、町長説明のとおり関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。 主な改正につきまして、改正後の欄によりご説明いたします。 第2条は、条文中、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改めるもので、認定の期限を2年間延長する改正です。

10ページをお開き願います。

表に定めている税率の改正です。法第17条の2第1項第1号に掲げる事業及び第2号に掲げる事業の税率をゼロにするものでございます。現在、本町におきましてはこの条例に係る課税 客体はございませんが、今後課税客体ができたときに業務に支障を来すことのないよう、当該 規定を改正するものでございます。

附則です。この条例の期間の延長に係る部分は平成30年4月1日から、それ以外の部分につきましては平成30年6月1日から適用するものです。

以上で柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正 する条例につきまして詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたし ます。

- 〇議長(髙橋たい子君) **これより質疑に入ります**。質疑ありませんか。17番水戸義裕君。
- ○17番(水戸義裕君) 改正前は「地域特定業務」云々と。改正後には、地域等という1文字が入って、税率がゼロになったんですが、この「等」ということになるとどの範囲までというふうになるのかなと。ちょっとお聞きしたいと思いますけれども。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。税務課長。
- ○税務課長(水上祐治君) 従前の条例につきましては、東京23区エリアからのものでございまして、今回名古屋圏と大阪圏が加わったもので、「等」という文字が追加されたものでございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより議案第7号柴田町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号 平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水 幹線工事(繰越明許)請負契約について

○議長(髙橋たい子君) 日程第4、議案第8号平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺 沼1号雨水幹線工事(繰越明許)請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第8号平成29年度柴田町・大河原町公共 下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事(繰越明許)請負契約についての提案理由を申し上げます。

この事業は、鷺沼排水区域の浸水被害を解消するため、公共下水道の雨水事業として実施するものです。

既決予算に基づき、7月20日に制限付一般競争入札、特別簡易型総合評価方式での入札公告を行い、8月7日に入札執行いたしました。

入札参加者は、株式会社四保工務店、株式会社竹有土木、株式会社松浦組、株式会社八重樫 工務店の4社でありました。

入札を執行した結果、株式会社松浦組と1億6,308万円で工事請負仮契約を8月10日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(髙橋たい子君) 補足説明を求めます。最初に、財政課長。
- ○財政課長(鈴木俊昭君) それでは、議案第8号平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業 鷺沼1号雨水幹線工事(繰越明許)請負契約につきまして説明いたします。

議案書11ページをお開きください。

この工事案件につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして、施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事 (繰越明許)です。

- 2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。
- 3の契約の金額は、消費税を加算しまして1億6,308万円になります。
- 4の契約の相手方は、株式会社松浦組です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第8号関係資料、工事請負 契約案件資料の1ページをごらんください。

入札参加者につきましては、参加資格を仙南地域の2市7町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の土木一式の総合評定値が750点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、記載のとおり町内業者3社と町外業者1社の計4社から入札参加申請がありました。この参加申請のあった4社について、8月2日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加となりました。

2ページをお開きください。

入札結果調書になります。入札執行日は8月7日、予定価格につきましては消費税抜きで1 億6,400万円、最低制限価格は消費税抜きで1億4,691万8,000円です。8月10日に仮契約を締結しております。工期は、議決日の翌日から平成31年3月20日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。

この表にあります評価基準に従い、入札者を評価したものですが、配点については価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点はAプラスB、満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の株式会社四保工務店、2番の株式会社竹有土木、3番の株式会社松浦組については10点満点、4番の株式会社八重樫工務店については5点となりました。

次に、価格に関する評価では、4社全ての入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となります。

最低入札価格 1 億5,100万円で応札しました株式会社松浦組に、価格評価点として満点の90 点を配点し、他の事業者には株式会社松浦組の入札価格に応じた価格評価点を計算し、株式会 社四保工務店が88.82点、株式会社竹有土木が87.68点、株式会社八重樫工務店が88.25点とな りました。

総合評価の結果は、合計で1番の株式会社四保工務店が98.82点、2番の株式会社竹有土木が97.68点、3番の株式会社松浦組が100点、4番の株式会社八重樫工務店が93.25点となり、総合評価点の最も高い株式会社松浦組が落札者となります。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(髙橋たい子君) 次に、上下水道課長。
- ○上下水道課長(曲竹浩三君) 続きまして、工事概要の詳細説明をさせていただきます。 お配りしております議案第8号関係資料、A3サイズの3ページをお願いいたします。 初めに施工場所ですが、左下の位置図をごらんください。

施工地は、これまで継続施工してまいりました鷺沼1号雨水幹線の延伸、高砂公園から加藤 精機製作所脇の赤線部分が施工路線となります。矢印の方向に配水されることとなります。

続いて、右下の工事概要です。

施工延長129メートル区間にボックスカルバート、箱型のコンクリート二次製品排水路、幅 2.6メートル、高さ1.4メートルを全区間129メートル施工するものです。

次に、下の段、中央の標準断面図をごらんください。

赤着色部が本工事で設置しますボックスカルバートとなります。整備済みの下流側と同様に、 道路にボックスカルバートを整備するものです。施工方法は、鋼矢板土どめによる開削工にて 実施いたします。水色着色の両側の矢板を初めに打ち込んだ後、内側の土砂を掘削し、ボック スカルバートを埋設いたします。本工事での掘削深さは3.2メートルから3.5メートルとなりま す。夜間については、道路舗装面の高さに合わせ20センチメートル厚の覆工板を設置し、施工 時間以外は自動車の通行を確保いたします。

上段の平面図をごらんください。

図面左端の黒着色箇所が、昨年6月に整備が完了している箇所です。今回、工事を実施する 箇所を赤着色しております。施工区間には水道管、下水道管が埋設されていることや、既設U 型側溝があり、施工時に支障となるため、移設や除去をしながら実施いたします。

施工区間内に資材や施工機械を配置しますと、一般車両の通行帯が確保できないため、作業中は車両通行どめとなります。夜間または休工時の掘削部には覆工板で安全施設を設け、交通 開放をする計画でおります。

なお、工事着手前に地区住民への説明や回覧板などにて工事の周知を図り、通行規制などの協力をお願いし、安全な施工となるよう進めてまいりたいと考えております。

工事概要の詳細説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(髙橋たい子君) **これより質疑に入ります**。質疑ありませんか。7番秋本好則君。
- ○7番(秋本好則君) 秋本です。

質問というよりも、1点確認したいことがあるんですが、今後開削工法でずっとやっていきますと、往々にして地盤沈下なり周辺の宅造地に影響が及ぶのが結構あるんですけれども、今回はそういったことは全くないということでよろしいんでしょうか。確認したいと思います。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(曲竹浩三君) 近隣部に住宅、あと工場が隣接しておりますが、今回の矢板の 施工によりまして無振動の施工を考えております。そのために、近接住宅等の建物への影響は なく施工できるものと考えております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) 私確認したかったのは、これまでの工事のほうでそういった事故というか、あったかどうかを確認したかったんです。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- 〇上下水道課長(曲竹浩三君) この路線につきましては、平成25年から施工を継続しておりますが、これまでそのような事故、または沈下等は発生しておりません。
- ○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。
- ○15番(舟山 彰君) 上下水道課長の説明で、通行どめ等については住民に説明するというふうにあったんですが、この関係資料の標準断面図と書いてあるところの右斜め上に5軒ぐらい、家だと思うんですけれども書いてありますね。このうちの3軒ぐらいはどうしてもこの道路を通してでないと車が出入りできないように私には見えるんですけれども、ここは大丈夫なんでしょうか。完全に通行どめにしていて、私もここをよく通りますから、貸し家というんではないけれども、たしかそういうような平屋の家だったように記憶していますけれども、この辺の家の方はどうしても今回工事される道路のところを通らないと車が出入りできないように私には思えたんですが、その点どうでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(曲竹浩三君) この沿線の方については、この路線を一気に通行規制をかける わけではありません。あと、赤着色の中間部に道路が接しております。それらなどでの通行確 保、また真ん中の建物については、どうしても出入りが確保できない場合についてはこれまで も仮設駐車場等の準備をして対応させていただいております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。
 - ほかに質疑ありませんか。8番斎藤義勝君。
- **〇8番**(斎藤義勝君) この工事によりまして、舟山議員から通行障害の話が出ておりましたけ れども、この工事期間を教えていただきたいんですけれども。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- 〇上下水道課長(曲竹浩三君) この工事期間については、来年の3月20日までの契約で施工し てまいります。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(髙橋たい子君) **これをもって質疑を終結いたします**。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより議案第8号平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事(繰 越明許)請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号 平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼6号雨水 幹線工事(繰越明許)請負契約について

○議長(髙橋たい子君) 日程第5、議案第9号平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺 沼6号雨水幹線工事(繰越明許)請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

O町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第9号平成29年度柴田町・大河原町公共 下水道事業鷺沼6号雨水幹線工事(繰越明許)請負契約についての提案理由を申し上げます。 この事業は、鷺沼排水区域の浸水被害を解消するため、公共下水道の雨水事業として実施す るものです。

既決予算に基づき、7月20日に制限付一般競争入札、特別簡易型総合評価方式での入札公告を行い、8月7日に入札執行いたしました。

入札参加者は、株式会社四保工務店、株式会社竹有土木、株式会社松浦組の3社でありました。

入札を執行した結果、株式会社竹有土木と8,424万円で工事請負仮契約を8月10日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(髙橋たい子君) 補足説明を求めます。最初に、財政課長。
- ○財政課長(鈴木俊昭君) それでは、議案第9号平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業 鷺沼6号雨水幹線工事(繰越明許)請負契約につきまして説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

この工事案件につきましても、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼6号雨水幹線工事 (繰越明許)です。

- 2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。
- 3の契約の金額は、消費税を加算しまして8,424万円になります。
- 4の契約の相手方は、株式会社竹有土木です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第9号関係資料、工事請負 契約案件資料の1ページをごらんください。

入札参加者につきましては、参加資格を仙南地域の2市7町に本社が所在する事業者とし、 建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的 にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の土木一式の総合評定値が750点以 上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、記載のとおり町内業者3社か ら入札参加申請がありました。この参加申請のあった3社について、8月2日の指名委員会に おいて資格審査を行い、入札参加となりました。 2ページをお開きください。

入札結果調書になります。入札執行日は8月7日、予定価格につきましては消費税抜きで8,284万3,000円、最低制限価格は消費税抜きで7,373万3,000円です。8月10日に仮契約を締結しております。工期は、議決日の翌日から平成31年3月20日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。

この表にあります評価基準に従い、入札者を評価したものですが、配点については価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点はAプラスB、満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の株式会社四保工務店、2番の株式会社竹有土木、3番の株式会社松浦組については10点満点となりました。

次に、価格に関する評価では、3社全ての入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となります。

最低入札価格7,800万円で応札しました株式会社竹有土木に、価格評価点として満点の90点を配点し、他の事業者には株式会社竹有土木の入札価格に応じた価格評価点を計算し、株式会社四保工務店が87.75点、株式会社松浦組が同じく87.75点となりました。

総合評価の結果は、合計で1番の株式会社四保工務店が97.75点、2番の株式会社竹有土木が100点、3番の株式会社松浦組が97.75点となり、総合評価点の最も高い株式会社竹有土木が落札者となります。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(髙橋たい子君) 次に、上下水道課長。
- 〇上下水道課長(曲竹浩三君) お配りしております議案第9号関係資料、3ページをお願いいたします。

説明前に、資料の右端の真ん中に「至大河原町字西前原」と記載しておりますが、正しくは「至大河原町大谷字西原前」が正しい表記でありました。訂正して、おわび申し上げます。

それでは、ご説明いたします。

初めに、左下の位置図をごらんください。

施工地は、大河原町の株式会社菓匠三全仙台工場東側の県道交差点になります。赤線部分が 施工路線となります。

右下の工事概要です。今回、施工延長は107.4メートルになります。ボックスカルバート、

箱型のコンクリート二次製品ですが、幅1.2メートル、高さ1.4メートルを全区間に施工いたします。また、現場打ち側溝として幅0.5メートル、高さ0.5メートルを8.1メートル実施いたします。

続きまして、下の段、中央の標準断面図をごらんください。

赤着色部が道路部、車道及び植樹帯に埋設しますボックスカルバートです。施工方法は、主 に軽量鋼矢板土どめによる開削工法にて実施いたします。水色着色の鋼矢板を初めに打ち込ん だ後、内側の土砂を掘削し、ボックスカルバートを埋設いたします。本工事での掘削深さは 2.2メートルから3.1メートルとなります。夜間は、工事舗装面の高さに合わせ20センチメートル厚さの覆工板を設置し、施工時以外は自動車の通行を確保いたします。

上の段の平面図をごらんください。

位置図と方向がちょっと違っておりますので、ご注意お願いいたします。

図面の左側が船岡市街地で、右側が大河原町大谷方面となっております。

まず、県道白石柴田線を横断します黒着色の箇所が、平成25年度に整備完了しております鷺沼1号雨水幹線になります。

次に、平面図右側の菓匠三全仙台工場入り口前の県道亘理大河原川崎線に西原前側から既設の排水路が来まして、黄色着色路線のように2カ所で屈曲しているため、上流部での排水が停滞し、西原前地区においてはたびたび道路冠水や住宅の床下浸水被害が発生しており、今回既設の黄色ルートから赤着色のとおり排水ルートを変更し、鷺沼1号雨水幹線に接続させ、被害解消を図るものであります。

今回の施工区間内には、NTTの光ケーブルと宮城県阿武隈川下流流域下水道管と本町の公 共下水道管が埋設されており、管理者との近接協議を行いながら施工を進めてまいります。

施工区間内には、資材や施工機械を配置しますと県道亘理大河原川崎線は車両通行どめとなります。また、県道白石柴田線については、縦断方向に整備する際、車両片側交互通行となります。夜間や休工時の掘削部には覆工板などの安全施設を設け、交通開放をする計画でおります。

なお、工事着手前に近接する工場や地区住民への説明や、また回覧板などにて工事の周知を 図り、通行規制などの協力をお願いし、安全な施工となるよう進めてまいりたいと考えており ます。

工事概要の詳細説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋たい子君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。 7 番秋本好則君。

○7番(秋本好則君) 秋本です。

1点だけ。現場打ちの側溝の部分なんですけれども、これは図面、断面から見ると埋設の形になるのかどうか。もし埋設になれば、ボックスカルバート風にしたほうがいいんじゃないかということ、それが確認。それで、地表面に設置するのであれば、現場打ちコンクリートというよりも例えばU字溝とかそういったもので置きかえたほうがいいんじゃないかということと、埋設されるボックスカルバートの接続、ジャンクションについて、つなぎ目をどういうふうにするのかについてお聞きしたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(曲竹浩三君) まず、現場打ち側溝でありますが、ここの部分については県道の歩道部となっております。あと、脇に擁壁等がございまして、その関係上のすりつけで現場打ちの50センチメートル掛ける50センチメートル、この部分で両脇に接続ますを設けまして、それで取り合いをつける考えでございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) そうしますと、ここの平面図でいって、現場打ちの側溝と書いてあるところの上のほうの県道白石柴田線のところにはますがあるんですけれども、この下のほうの新しくつけるボックスカルバートのところにはますがないんですが、ここにもますが入るという形でいいんですね。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(曲竹浩三君) ここにつきましても、既設水路、あと新設の下流側のボックスカルバート、それと現場打ち側溝とのすりつけのため、ますの調整は必要となります。
- ○議長(髙橋たい子君) 再々質問ありますか。 ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。
- ○15番(舟山 彰君) この6号雨水幹線工事は、開削工法、軽量鋼矢板となっていまして、標準断面図なんかにも3型とかというんですか、先ほどの1号幹線工事だと鋼矢板だけになっているんですね。これはその工事の現場の状況によって使う材料が違うということですか。それによって工事単価も……、工事の状況が違いますね、延長距離とかも違いますけれども、それによって工事単価に違いというのが出てきているのかということをお聞きしたいんですけれども。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- **〇上下水道課長(曲竹浩三君) 議員おっしゃるとおり、1号幹線については普通鋼矢板という**

ものを使用しますが、今回の6号雨水幹線につきましては軽量鋼矢板となっております。この 違いについては、まずは掘削深さ及び掘削の幅、これが相違点で、あとは土質の土どめ計算に よりまして、この土どめ工法の採用となっております。

また、単価については、普通鋼矢板は大分厚みのあるものですので、軽量鋼矢板よりは割高 となります。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○15番(舟山 彰君) 今、普通の鋼矢板のほうが分厚くて、軽量のほうが薄くて、普通の鋼矢板のほうがどうしても単価が高くなるというか、そうすると1号雨水幹線の工事のほうは軽量ではできないという……、今は9号議案のほうの質問なんでしょうけれども、今の課長の答弁を聞いていて思ったのは、1号のほうは軽量ではできないと理解していいのか確認したいんですけれども。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(曲竹浩三君) これについては、土どめ計算の土圧の関係で、軽量での施工は 不可能ということになります。

また、先ほど秋本議員からいただいた質問において、接続ますでございますが、幹線の既設 については、ますの計画はございません。既存の断面がありますので、そのまま施工できると いうことになっております。

○議長(髙橋たい子君) 再々質問ございますか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより議案第9号平成29年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼6号雨水幹線工事(繰越明許)請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号 平成30年度柴田町一般会計補正予算

○議長(髙橋たい子君) 日程第6、議案第10号平成30年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第10号平成30年度柴田町一般会計補正予 算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成29年度歳入歳出決算による歳計剰余金を初め、緊急の対応に要する経費などについて補正するものです。

補正の主なものは、歳入として地方交付税、国県支出金、繰入金、繰越金、町債などの補正を行い、歳出としては小規模保育整備事業費補助、JR槻木駅天井改修工事委託料、公園遊具更新工事、東船岡小学校大規模改造工事実施設計業務委託料及び特定目的基金への積み立てなどに要する経費を措置するものです。また、4月の人事異動に伴う人件費の補正を行うほか、債務負担行為の追加、地方債の廃止及び変更を行うものです。

これらによります補正額は5億5,177万1,000円の増額となり、補正後の予算総額は124億8,601万2,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(髙橋たい子君) 補足説明を求めます。財政課長。
- ○財政課長(鈴木俊昭君) それでは、詳細説明をいたします。

議案書15ページをお開きください。

議案第10号平成30年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳 出それぞれ5億5,177万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億8,601万2,000 円とするものです。

主なものについてのみ説明させていただきます。

20ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正です。追加7件となります。

会議録作成業務委託料については、平成31年度当初から執行予定の会議録作成業務委託について、平成30年度中に契約行為などの事前手続を行うため、記載のとおり期間、限度額を設定

するものです。

次の会計年度任用職員制度導入例規整備支援業務委託料は、平成30年度から31年度までの2 カ年においての想定事業量に係る限度額を設定するものです。

次の個別施設計画策定支援業務委託料は、平成31年度において想定される事業量に係る限度 額を設定するものです。なお、平成30年度分の委託料については、今回の補正予算に計上して おります。

次の残り4件につきましては、指定管理の期間が今年度で終了するため、新たに指定管理を 行うために平成31年度から35年度までの期間において想定事業量に係る限度額を設定するもの です。

次のページになります。

第3表地方債補正です。廃止1件、変更5件となります。

廃止の1件、消防施設整備事業債については、起債目的を緊急防災・減災事業費とするため 廃止するものです。

変更の5件のうち、ほ場整備事業負担金は事業量の変更に伴う増額であります。

次の地方道路等整備事業費及び防災・安全社会資本整備事業費については、起債目的の変更によるもので、防災・安全社会資本整備事業債を減額し、地方道路等整備事業費を増額するものです。また、緊急防災・減災事業費についても、起債目的の変更により消防施設整備事業債を廃止し、緊急防災・減災事業費を増額するものです。

次のページになります。

臨時財政対策費の起債限度額を、国から発行可能額が示されたことにより、補正前5億 1,340万円から5億4,090万円に2,750万円増額いたします。

次に、25ページをお開きください。

歳入です。

主なものについてのみ説明させていただきます。

10款1項1目地方特例交付金1,273万6,000円の増は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収を補塡するための特例交付金の交付額決定による増額の補正となります。

11款1項1目地方交付税1億3,550万1,000円の増は、普通交付税の額の確定によるものとなりますが、主な要因は基準財政収入額算定において、市町村民税、法人税割等が減額になったことや、基準財政需要額では社会保障経費の増となったことなどにより増額補正となったもの

です。

次に、15款2項1目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金545 万4,000円を増額いたします。

6目教育費国庫補助金は、スポーツ庁による新規で運動・スポーツ習慣化促進事業補助金 434万3,000円を増額いたします。

次に、16款2項1目総務費県補助金1節総務管理費補助金のうち、市町村振興総合補助金の うち、新たに里山ビジネス振興事業200万円が増額補正となったものです。

次のページになります。

16款 2 項 2 目民生費県補助金 4 節児童福祉費補助金のうち、子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金2,984万9,000円を増額いたします。これは、町内で新たに 2 カ所の小規模保育施設を建設する事業者への町の補助に対し、県から交付される補助金となります。

次に、16款3項3目教育費委託金は、中名生・下名生地区及び葉坂地区ほ場整備予定地区の 埋蔵文化財確認調査業務委託金1,262万2,000円を増額いたします。

次のページになります。

19款1項1目他会計繰入金1,725万8,000円の増は、後期高齢者医療特別会計と介護保険特別会計における平成29年度決算に伴う繰入金をそれぞれ計上いたします。

2目基金繰入金1億8,531万4,000円の増ですが、財政調整基金は887万1,000円を繰り戻します。なお、歳出で説明いたしますが、平成29年度で決算に伴います歳計剰余金の2分の1相当額6,329万4,000円の積み立てを行っておりますので、これによります財政調整基金の残高は12億226万2,264円となります。また、ふるさと柴田応援基金1億9,418万5,000円の増につきましては、平成29年度に積み立てしましたふるさと柴田応援寄附金を繰り入れするものです。

20款1項1目繰越金1節前年度繰越金につきましては、平成29年度決算により生じました歳 計剰余金1億2,658万9,000円から当初予算計上額の繰越金3,000万円を差し引きました9,658万 9,000円を計上いたします。

22款1項町債につきましては、第3表地方債補正でご説明したとおりでございます。 次に29ページ、歳出です。

歳入と同様に、主なものについてのみ説明させていただきます。

初めに、各科目にわたり給料、職員手当等、共済費の職員人件費の増額または減額補正を行っております。これにつきましては、主に4月の職員人事異動等に伴うものですので、省略いたします。

30ページをお開きください。

2款1項2目企画管理費8節報償費のふるさと柴田応援寄附報償から14節使用料及び賃借料のふるさと寄附金決済等システム利用まで、おのおの増額補正をしております。これは平成30年度の全体寄附見込み額2億円を想定して、想定額に対するふるさと柴田応援寄附金返礼品や事務経費について所要見込み額を合計で7,795万円を補正計上するものです。

次のページになります。

2款1項5目財産管理費13節委託料170万7,000円は、第2表債務負担行為補正でご説明した 個別施設計画策定支援業務委託料の平成30年度分です。

15節工事請負費3,849万3,000円のうち、庁舎1階トイレ改修工事については、当初は現在地での改修を予定しておりましたが、旧食堂の厨房に変更して改修することによる増額補正を計上しております。

また、町有地のり面補修工事については、槻木字舘前地内の民有地と隣接している箇所を補 修するものです。

6 目基金管理費25節積立金6,329万4,000円の増は、歳入でもご説明いたしましたが平成29年度の決算による歳計剰余金が1億2,658万9,000円となりましたので、この歳計剰余金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものです。

32ページをお開きください。

10目交通防犯対策費15節工事請負費579万7,000円の増は、交通安全施設新設改良工事として 船岡小学校通学路である町道船岡東2号線の横断防止柵の改良を行います。また、防犯灯新設 改良工事では、LED防犯灯、計8基を設置するものです。

次のページになります。

2項2目賦課徴収費13節委託料399万5,000円の増は、確定申告送付情報データ化業務委託料 及び地方税共通納税システム導入業務委託料を計上しております。

3項1目戸籍住民基本台帳費13節委託料545万4,000円の増は、住民基本台帳システム改修委 託料及び戸籍記録文字情報収集作業委託料を計上しています。

4項2目町長選挙費1,005万2,000円の減は、町長選挙執行後の確定による不用額であります。 37ページをお開きください。

3款2項1目児童福祉総務費19節負担金補助及び交付金3,358万円の増は、歳入でもご説明いたしましたが町内に新たに2カ所の小規模保育施設を建設する事業者に対し、施設整備費の一部を補助するものです。

40ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費13節委託料400万円の増は、県の市町村振興総合補助事業による里山ビジネス振興事業委託料を計上しています。

11目は場整備事業費13節委託料404万7,000円の増は、入間田地区及び船迫地区のほ場整備事業のための測量業務委託料を計上するものです。

19節負担金補助及び交付金の134万8,000円の増は、中名生・下名生地区及び葉坂地区農地整備事業の町負担金分です。

42ページをお開きください。

7款1項3目コミュニティプラザ管理費13節委託料890万円の増は、JR槻木駅の町管理部分について天井耐震化のための改修工事を委託するものです。

次のページになります。

8款2項2目道路維持費11節需用費、修繕料1,462万7,000円の増は、町道入間田33号線及び 町道槻木34号線などの修繕を計上しています。

15節工事請負費2,090万4,000円の増は、一般町道維持改修工事として町道上名生21号線ほか 4路線の道路維持改修工事を行います。

次のページになります。

3項1目河川管理費13節委託料421万円の増は、槻木五間掘環境整備委託料及び普通河川浚 渫委託料を計上するものです。

4項5目公園緑地費13節委託料1,599万円の増は、テングス病駆除と剪定や再生を行うさく ら育成管理委託料及び公園草刈委託料をそれぞれ増額補正しています。

15節工事請負費は3,444万3,000円を増額補正しています。公園施設整備工事として、山崎山公園及び葛岡山公園園路改修工事のほか、公園遊具更新工事では船岡新栄4号公園木製複合遊具撤去・更新工事のほか、歴史資源周辺整備工事を行います。

46ページをお開きください。

10款1項2目教育管理費13節委託料のうち、東船岡小学校大規模改造工事実施設計業務委託料1,350万円を計上しております。

15節工事請負費710万4,000円の増は、船岡小学校のLAN配線布設工事及び調理室ガス配管工事並びに船岡中学校フェンス設置工事を行うため、必要な経費を計上するものです。

48ページをお開きください。

5項3目しばたの郷土館費14節使用料及び賃借料990万7,000円の増は、ほ場整備予定地の中

名生・下名生地区及び葉坂地区での埋蔵文化財発掘調査用の重機等の借り上げ料を計上するものです。

次のページになります。

4目図書館費25節積立金には、図書館建設基金に1,300万円の積み立てを行います。財源につきましては、歳入でご説明いたしましたとおり、平成29年度決算で確定しましたふるさと柴田応援基金繰入金を充てております。これによります基金の残高は1億5,063万5,794円となります。

6項1目保健体育総務費13節委託料580万9,000円の増は、歳入でも説明しましたが国庫補助金による運動・スポーツ習慣化促進事業委託料を計上するものです。

25節積立金8,400万円の増につきましても、財源をふるさと柴田応援基金繰入金としまして、スポーツ振興基金に積み立てを行います。これによります基金の残高は5億46万277円となります。

次のページになります。

3目給食センター費25節積立金1,600万円の増につきましても、同じくふるさと柴田応援基金繰入金を財源としまして、学校給食センター建設等整備基金に積み立てを行います。これによります基金の残高は1億5,098万889円となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋たい子君) ただいまから休憩いたします。

10時55分再開といたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再 開

〇議長(髙橋たい子君) 再開いたします。

先ほどの平成30年度柴田町一般会計補正予算についての説明で、財政課長から訂正の申し出 がありましたので、これを許します。

○財政課長(鈴木俊昭君) どうも済みません。44ページになります。8款土木費4項都市計画 費の5目公園緑地費の中の15節工事請負費について、金額を読み間違えました。正確には 3,443万8,000円でございます。

また、公園遊具更新工事の公園名についてですが、新栄4号公園と説明させていただきましたが、正しくは新栄2号公園ですので、訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いしま

す。

〇議長(髙橋たい子君) これより質疑に入ります。

質疑は、まず債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括といたします。歳出については、まず1款議会費29ページから4款衛生費39ページまで、次に6款農林水産業費39ページから12款公債費50ページまでといたします。なお、質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

まず、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

〇16番(白内恵美子君) 白内です。

26ページの16款県支出金3目教育費委託金の2節社会教育費委託金、中名生・下名生地区埋蔵文化財、それから葉坂地区の埋蔵文化財について、今どのような状況になっているのかについての説明をお願いします。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(藤原政志君) 26ページの中名生・下名生地区埋蔵文化財確認調査の関係と、 葉坂地区埋蔵文化財確認調査の関係ですけれども、ほ場整備がこの2つの地区で進められております。その中で、中名生・下名生地区につきましては6つの埋蔵文化財包蔵地がございます。 葉坂地区におきましても、6つの埋蔵文化財包蔵地がございますので、ほ場整備の推進に当たりましてはそこを調査するということで、ほ場整備は県の事業なんですけれども、そちらから町が委託を受けて実施するというものでございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。どうぞ。
- **O**16番(白内恵美子君) いつごろまでに終えるものなんでしょうか。そして、何か問題は出そうなんですか。どういう状況なのかなと思ったものですから。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 埋蔵文化財の関係なんですけれども、箇所に関しては今生涯学習課長が説明したとおりなんですが、ほ場整備をするに当たっては埋蔵文化財の現在わかっているもの、あとはこの辺にあるんじゃないかというか、そういった確認したいものというような形で、それぞれ中名生、下名生で6カ所、葉坂で6カ所という形でやるわけなんですが、平成29年度に実際中名生、下名生に関しては事業のほうに入ったわけなんですが、実施設計等を行うと同時に遺跡に関しての試掘という形で一部実施したところ、町のほうでは現在遺跡としてまだ確認していない場所でございましたが、県のほうで従前にこういったところに出土品がある

とかということで確認されていた場所について、年代的なものはまだわからないんですが、一部遺構が出てきているというような内容でございます。今回予算計上させていただいている部分は、その分の発掘調査ということではなくて、とりあえずほ場整備のハードのほうを進めなければいけないということで、その他の遺跡に絡む部分の試掘という形で先行して調査をして、そこで遺跡というか遺構が確認された部分に関しては、当然また別に予算をとらせていただいて、発掘調査を行うというようなスケジュールになっています。こちらの葉坂地区、中名生・下名生地区に関しては、予算を通していただければことしの10月から調査が始まりまして、今回は県の文化財課が主になってというか、町の郷土館が窓口というか、そちらがやるわけなんですが、技術的なことに関しては県の文化財課のほうで6カ月間サポートいただくということで、年度末を目指して、発掘調査に関してはそれぞれ2カ月、2カ月という形で考えているんですが、その後資料収集、整理とかがございまして、今年度いっぱいを予定しているということでございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再々質疑ありますか。どうぞ。
- **O**16番(白内恵美子君) そうしますと、ほ場整備に影響が出るということなんですか。おくれるということなんでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) ほ場整備に大きな影響が出るかということになりますと、実際遺物がどの程度出てくるかということがポイントだとは思うんですが、今現在の内容では先ほど申し上げましたとおり平成29年度に出てきた遺構に関してもことしは発掘調査ができないので、その辺の発掘調査をしたりというような形になります。そうなると、全体的なスケジュールが大きくおくれるというわけではないんですが、やれる工事の範囲がやっぱり狭まってくるというようなことになると思います。ですから、年度の工事の考え方というか、エリアがちょっと動いて、後年度のほうに大きくいくのではないかなというようなことで考えております。
- ○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。
- ○7番(秋本好則君) 秋本です。

今の部分についてちょっと追加で質問したいんですが、下名生、中名生については恐らく住居跡だと思うんです。さほどの違いはないと思うんですが、葉坂地区については貝塚の可能性が出てくると思うんですね。そうしたときに、かなりの規模、あるいは期間が必要となってくるんですけれども、時々見なかったことにしようという形でおさめることも漏れ聞くんですけれども、そういうことではなくて、例えば貝塚であればかなりの深さになりますので、時間も

非常にかかる。その場合は、新たな予算措置ということだったんですけれども、県のほうから のそういった支援というのもそれに当然含まれるという形で考えてよろしいんでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(藤原政志君) ほ場整備は県の事業で行っておりますけれども、その中にある 埋蔵文化財等の調査につきましては、私どものほうではなかなか専門職員というのがいないこ ともございますので、県の協力を得ながら、町が主体になって確認調査を実施していくと。そ の中で、掘ってみないとわからないところがあるんですよね。掘ってみて、また調査が必要だ とか、あるいは本格調査が必要だとかということが出てきた場合には、改めてまた予算を措置 しながら、県の協力を得てやっていくということになろうかと思います。
- 〇議長(髙橋たい子君) 補足を農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 費用等に関してなんですけれども、こちらは今回の試掘も含めてほ場整備事業の中で実施するということになりますので、町は応分の負担を支払うわけなんですが、国、県からも補助というか、通常のほ場整備の負担割合で出ております。以上です。
- ○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) これで総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、29ページの議会費から39ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。15番舟山彰君。

O15番(舟山 彰君) 31ページの上のほう、15節工事請負費ということで3,849万3,000円、その中に庁舎1階トイレ改修工事、あと庁舎昇降機改修工事とあります。まずお聞きしたいのは、このトイレの改修工事というのは洋式化するとか、どういう内容なのかという点をお聞きしたいと思います。

2点目なんですが、この庁舎もかなり老朽化して、庁舎というのはどこも建てかえするのには金がかかるといろいろ議論になるんですが、建物を管理する財政課にお聞きしたいのは、この庁舎も長寿命化ということを考えて、トイレを直すとか、調子の悪い昇降機を直すという、そういう計画的な修繕計画を行っているのか、単純に雨漏りしたから直す、昇降機の調子が悪いから直すという臨機応変の対応だけに終わっているのか、その点をお聞きしたいんですが。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(鈴木俊昭君) 最初にトイレにつきましては、当初考えていたのは1階の今の場所

を考えていたんです。それは当初予算でお願いしていたんですけれども、実はそこに電気系統がかなりありまして、ちょっと難しいということで、旧食堂の厨房のほうに新しくつくるということにしました。そこには多目的トイレを1つ、あと男子トイレ、小3、大2、あと女子トイレ3という形で、当初より規模が大きくなった形でのトイレ改修にはなりますが、町民の皆さんが快適に利用できるように改修する予定でございます。

あと、エレベーターを含めて改修工事を行う予定にしておりますが、今後、個別施設計画で 庁舎の改修についても計画的に進めていく予定でございますが、まずもってエレベーターにつ いてはもう44年ほどたっていますので、ちょっと危険になる前に緊急的に改修するために予算 計上させていただいております。

以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○15番(舟山 彰君) 1階のトイレは、昔の食堂の厨房のほうにということで、多目的トイレということで、そうすると障がい者の方も車椅子なんかで使いやすいというふうにすると。それを聞いて思ったのは、私ども総務委員会が槻木事務所の障がい者のためのトイレのことで、ちょっと幅が狭いんじゃないかというような指摘をしたんですが、今度1階に新しくつくるという多目的トイレは、障がい者の方も車椅子なんかですぐに入りやすいようにつくるんでしょうねという聞き方ですけれども、そういえばこの庁舎の2階とか3階とか、どうですか、障がい者の方が大体は1階で要件を足すことができるかもわからないですけれども、今ふっと思ったのは、この庁舎の2階、3階というのは障がい者向けのトイレとかの対策というのはどうなのかなと一瞬思ったので、念のためちょっとお聞きしたいんですけれども。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(鈴木俊昭君) 最初に多目的トイレにつきましては、広さについては十分車椅子も 対応できるようにしておりまして、オストメイト、あとベビーベッド、そこまで用意するよう な形にしております。

あと、2階、3階の障がい者用のトイレというお話でございますが、まず1階につくって、 それから今後の課題とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○議長(髙橋たい子君) 再々質疑ありますか。 ほかに質疑ありますか。7番秋本好則君。
- ○7番(秋本好則君) 今の答弁を聞いて、ちょっと確認したいことが1点出ましたので、トイレなんですけれども、ベビーベッドまで置く計画だということで、恐らく問題ないと思うんで

すが、県のほうのたしか「誰にもやさしいまちづくり」だったと思うんですけれども、そうい う形でトイレとか公共施設の基準が示されているんですけれども、それはクリアするんでしょ うか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(鈴木俊昭君) 特別特定建築物という形で、2,000平米以上につきましては今のと ころ車椅子使用者、建物に義務基準が1以上となっていますので、それで対応することになっ ております。
- 〇議長(髙橋たい子君) 補足を福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) ただいまの多目的トイレについては、財政課のほうから障がい者用のトイレということで福祉課のほうに内々の調査の依頼がありまして、県の条例に基づいたものということで確認をさせていただいております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) 済みません、私も実務から遠ざかってかなりたちますので、忘れているところがあるんですけれども、たしか県の建築のほうで公共施設のトイレとか駐車場とかそういったものについて1つの基準というのを示されていて、それに合致するようにこれからはやってくださいということがあったので、その確認だけしたいと思いましたので、私のほうももう一回調べてみたいと思います。済みません。
- 〇議長(髙橋たい子君) ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。
- O16番(白内恵美子君) 白内です。

30ページ、総務費の企画管理費の12節役務費、ふるさと納税広告料があるんですが、ことしはどこに広告を出すんでしょうか。

それから、31ページの今お二人の議員から出ていました庁舎のトイレなんですが、男性用にはベビーベッドは置くんでしょうか。確認です。今、男性の子育ても言われていますので、男性トイレにもあるととても助かると思うんですね。

それから、同じ工事請負費の下、町有地法面補修工事とあるんですが、どこの分でしょうか。 それから、32ページ、一番上、消費生活相談費の委託料に2018人権のつどいinしばた講演委 託料があるんですが、どのような内容で、講師はどなたでしょうか。

それから、37ページの民生費の19節負担金、小規模保育整備事業費補助、新しくということ だったんですが、詳しい説明を求めます。

以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間雅博君) 1点目は、広告540万円の内容でございます。今回は3点考えてございまして、まず1点目が都内への新聞に掲載する予定でございます。12月9日と16日、2回を予定してございます。カラー刷りになります。去年も都内の新聞に2回出したんですけれども、去年は白黒でした。ことしはカラーを予定しておりまして、大きさも新聞1面の3分の1、去年の倍のサイズを予定しているところでございます。

それから、2点目が宮城県内の情報誌で「S-s t y l e」というのがあるんですけれども、 そちらの11月25日発行分に掲載する予定でございます。

3点目が旅行雑誌広告ということで、読売旅行さんの12月発行分に掲載する予定としてございます。

以上です。

- 〇議長(髙橋たい子君) 続いて、財政課長。
- ○財政課長(鈴木俊昭君) 1点目の庁舎のトイレでございますが、男子トイレというか女子トイレのほうにもベビーベッドはつけずに、多目的トイレにオストメイトからベビーベッドから、あと車椅子用と全部完備する形にさせていただくことにしております。

あと、町有地法面補修工事につきましては、槻木の舘前地内に町有地がございます。サニータウンの近くなんですけれども、そこと民有地が隣接する場所ののり面の状態が、傾斜を持っていますので、そこを補修するという形で、延長で27.9メートルほど補修工事をさせていただく内容になっております。

- 〇議長(髙橋たい子君) 続いて、町民環境課長。
- O町民環境課長(安彦秀昭君) 2018人権のつどいの委託料ということなんですけれども、人権 活動で2市7町で地域活動を行う事業の中で、ことし平成30年度は柴田町に割り当てられてお りまして、その中で柴田町としては人権の花運動としてまず1つ、小学生を対象とした花運動、 あと中学生を対象としたインターネットに関するSNS教室、あともう一つ、2018人権のつど いということで、3つの行事を実施することになっております。

それで、2018人権のつどいでございますが、12月15日に槻木生涯学習センターを会場にしまして、柴田小学校の伝統芸能とかの参加を交えて、あと講演会といたしまして人権に伴う講演会を開きまして、人権について集う行事でございます。当初、講師として個人の方と契約するつもりで、報償費というふうに計上していたんですけれども、講演の依頼を企画会社のほうにお願いするために、委託料というふうな形で科目の変更をしたものでございます。

まだ確定はしていないんですけれども、多くの人に来ていただくように、ある程度著名な方を考えているわけなんですけれども、今のところ陸前高田市長と、あとTBCアナウンサーの藤沢智子さんを考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) もう1点、子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(水戸浩幸君) 37ページ、児童福祉総務費の中の19節負担金補助及び交付金 3,358万円ですが、小規模保育整備事業費補助ということで、2カ所を予定しております。2 カ所とも槻木ということで、1カ所につきましては槻木上町、もう1カ所につきましては槻木 白幡ということで、予定をされております。ゼロ歳から2歳児までということで、双方とも12 名定員で予定をしております。以上でございます。よろしくお願いします。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ございますか。どうぞ。
- O16番(白内恵美子君) 最後の小規模保育整備事業なんですが、来年4月からでしょうか。確認です。
- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(水戸浩幸君) この事業につきましては、年度内完成ということになりますので、そこを目指しまして、4月1日から開所ということで予定をしております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再々質問ございますか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(髙橋たい子君) 次に、39ページの農林水産業費から50ページの公債費に対する質疑を 許します。質疑ありませんか。15番舟山彰君。
- ○15番(舟山 彰君) 41ページの林業総務費8節報償費、イノシシ捕獲報償がプラス100万円と。逆に19のほうの農林作物鳥獣被害防止対策事業補助がマイナス100万円、これは関連しているというふうに理解してよろしいんでしょうか。この被害防止のほうは、電気柵を設けるときの補助とかだと思いますけれども、なぜ年度途中で減らすのかお聞きしたいんですが。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 19節の負担金補助及び交付金100万円をおろしまして、報償費で100万円ということなんですが、これは8節にイノシシ捕獲報償と書いてございますが、実は19節で見ていたものとこの報償費は内容は同じです。11月15日から来年の3月いっぱいですか、狩猟捕獲が解禁になるわけなんですが、そちらの捕獲の報償という形になります。従前は補助金という形で支出していたんですが、やはり捕獲のタイミングと補助の支払いのタイミングがか

なりずれ込んでしまうこともございますので、より迅速に支出をするということで、今回報償 費のほうに組み替えをさせていただいたということでございます。以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。どうぞ。
- ○15番(舟山 彰君) 済みません、再質問じゃなくてもう1点質問がありまして、44ページの 真ん中あたりの公園緑地費の中に委託料ということで今回公園草刈委託料623万2,000円とあり ます。ことしはひど過ぎるぐらいの暑さで、例えば公園利用者とか周辺の住民の方から、例年 より早く町として草刈りをしてくれないかという要望がなかったかというのが1つです。

それと、今回のこの623万2,000円というのは、毎年決まった時期に、町がいろんな事業の手続が終わって、9月の補正でやるという例年どおりのものなのか、今のような、ことしは草がひどいからちょっと早目にという要望が強くてこういう形にしたのか、ちょっとそこを確認したいんですが。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 公園の草刈り委託関係でございます。住民からの要望については、多種多様ございますけれども、草刈りについてもできるだけ早くというような要望もございまして、当初でもいただいていたので、当初でいただいた分については実施してございます。ただ、この暑さでもってやはり草が次から次へと伸びるんですね。それで、秋を目がけて、秋以降は当然枯れるという状態になりますので、もう1回分させていただきたいということです。
- 〇議長(髙橋たい子君) 再々質問どうぞ。
- O15番(舟山 彰君) 関連質問みたいになりますが、今は七作の用水路はふたをされて、随分 立派になったんですが、昔はフェンスがあって、その下に草が生えて、子どもたちが大変だと いうことで、あれは町道の草刈りとなりますね。ここのページとは違いますけれども、ことし はそれは計上されているんですか。同じ都市計画課ということでちょっとお聞きしたいんです けれども。
- ○議長(髙橋たい子君) 舟山議員、申しわけございません、今回の補正にかかわる質問をお願いしたいと思います。
- O15番(舟山 彰君) じゃあいいです。今のはなしにして、再質問でお願いします。
- O議長(髙橋たい子君) どうぞ。
- ○15番(舟山 彰君) 今回のこの公園草刈りは、町内にある町の公園全部を対象にしてこの金額ということなんですか。それとも、例えば新栄地区なんかもさっき2号公園とか出ました、あと5号公園とかもありますが、今回の623万2,000円というのはどのあたりまでを対象とした

ものなんでしょうか。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) こちらの公園ですけれども、山崎山とか、近隣公園3つ、それから街区公園が11カ所、それから緑地もありますので、緑地5カ所ということです。
- ○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。
- ○7番(秋本好則君) 秋本です。3点ほど質問させていただきたいと思います。

最初に、42ページの一番上のコミュニティプラザ管理事業のところなんですが、プラザの柴田管理分についてという説明だったんですけれども、JR管理のほうも同時に施工するということなのか、そこを確認したいと思います。

それと、44ページ、土木費の中の、先ほども出ました5目公園緑地費の中の15節工事請負費 に歴史資源周辺整備工事とあるんですが、この辺の中身について説明をお願いしたいと思いま す。

それと、3点目なんですが、48ページ、歳入のほうでも触れたところなんですが、しばたの郷土館費の中の14節使用料及び賃借料で埋蔵文化財発掘調査重機等借上料として990万円入っておりますが、県のほうから1,200万円ですね、収入として。そうすると、残りの約300万円については作業員の人件費というふうに考えてよろしいんでしょうか。そこを確認したいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(斎藤英泰君) 1点目のコミュニティプラザの管理費につきましては、槻木駅の改札口のところの天井の耐震補強対策工事ということで、JRと今回一緒に事業を行うものでございまして、割合はそれぞれ柴田町持ち分が60%、JR持ち分が40%ということで、事業自体は一緒にやるものでございます。
- 〇議長(髙橋たい子君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 44ページの15節です。工事請負費、歴史資源周辺整備工事の内容でございますけれども、絹引きの井戸周辺の整備ということで、山頂等は全てきれいになっているんですが、唯一手のついていなかった絹引きの井戸周辺をきれいにしようということで、乱張りの舗装であったり、それからベンチをつけたりとか、一部舗装したりということをやりたいというふうに考えています。
- ○議長(髙橋たい子君) もう1点、生涯学習課長。
- 〇生涯学習課長(藤原政志君) 48ページ、しばたの郷土館費の中の埋蔵文化財調査事業という

ことで、こちらのほうでは1,346万9,000円ということで計上しておりますが、その内訳としまして、先ほど秋本議員がお話ししました使用料及び賃借料990万7,000円ということで、埋蔵文化財発掘調査用重機等借上料というのがございますが、そのほかにも臨時職員賃金263万6,000円も当然入りますが、そのほかにも旅費として30万8,000円、それから需用費、消耗品費と燃料費ということで61万8,000円もこの調査事業の中に入っております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) ありがとうございました。

それでは、44ページの歴史資源周辺整備工事の件なんですけれども、これは内容からしてそこの周辺は確かに建設工事かもしれないんですけれども、中味については例えば文化財とかそういうことであれば郷土資料館とかそういうところもかなり連携してくるんですけれども、その辺の打ち合わせというのはどういうふうにされているのか。

そして、周辺は先ほど伺ったんですけれども、絹引きの井戸ですと中のほうもほとんど塞がっているような状況になっていますので、例えばそこにするのであれば立て看板をどうするかとか、案内板どうするかとか、いろんな周辺のことが出てくるんですけれども、そういった打ち合わせはされているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、埋蔵文化財関係なんですが、今試掘ということでお話を伺っているんですが、これからもしラッキーにも当たったという形で、これから実際に発掘調査をやっていったときに、そこで人件費も膨らむと同時に、記録も全部つくらなければいけないですね。記録。発掘調査記録まで発掘工事をするほうの負担ということになっていますので、そういった記録関係も全て県工事だから県のほうが負担するということで考えてよろしいのか。そして、柴田町としてそれを持ち出すということはこれからもないのかについてお聞きしたいと思います。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 歴史資源関係でございますけれども、秋本議員おっしゃるとおり絹引きの井戸は若干傷んでいる状況、それから中に草が生えて、上のふたあたりも少し見ばえの悪い状況になっています。私たちは、この予算を上げるに当たっては郷土館のほうとも打ち合わせをさせていただいて、若干の切り土等も考えられるので、まずは文化財保護課のほうに発掘の申請ですね、どういったことをしたらいいのかということもやっていますし、打ち合わせのほうはさせていただいています。

あとは、先ほど舗装等の話はしましたけれども、看板ですね、一番目立たなくなっているの が実はこの場所ということで、歴史観光ガイドの方々からもご指導いただいていたところです。 看板はしつかりきれいにしていきたいと思っています。

- 〇議長(髙橋たい子君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(藤原政志君) この事業を行うに当たって、試掘ということで行ったときに、 運よく当たったという話になれば、これは本格調査ということもあり得ます。それは掘ってみ ないと当然わからないんですが、そうなったときにほ場整備事業という中で申し上げれば、ほ 場整備にちょっと影響が出る可能性もありますので、掘っていく状況の中で小まめに調整しな がら、農政課がほ場整備の担当になりますけれども、調整しながら進めていきたいなというふ うには思っております。

また、記録や報告書とかというものも当然つくっていかなければならないので、そこにつきましてはこちらの賃借料のほうでシステムが入った測量機器であったりとか、そういったものも含めて今回賃借するようにしておりますので、職員がそこはまとめていくということになるんだけれども、ただ技術的になかなか難しいところが確かにあろうかと思います。そういった点につきましては、県の専門的な技術を持っている職員がこちらのほうに支援をしていただいてまとめていくというようなことも、現場も含めてですけれども、やっていくということになろうかと思います。今後のそういった事業の計画につきましては、できれば専門職員というものが配置されていけばいいのかなということで考えているところではございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再々質疑ありますか。どうぞ。
- ○7番(秋本好則君) 今のお答えの中で、当然そうなっていけば私もありがたいんですけれど も、町の持ち出しというのはこれからも起きないというふうに考えてよろしいんでしょうか。
- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(藤原政志君) 町の持ち出しというのは、ほ場整備内ということですか。(「発掘調査」の声あり)そうすると、原因者負担とかそういったお話でしょうか。発掘するときに、例えば住宅を建てるときに試掘については負担をどうするかという話ですか。(「ちょっと説明」の声あり)
- ○議長(髙橋たい子君) では、もう一度。
- ○7番(秋本好則君) 済みません、言葉が足りなかったかもしれないんですけれども、これから記録とかそういったものを、本当に当たった場合ということなんですけれども、出てくるんですけれども、それがかなりの金額になるはずなんです。そういったときに、そこまで全て事業者のほうの負担ということで、県だと思いますけれども、それが全て県の経費として賄っていただけて、柴田町としてそれに追加するということはこれからも起きないというふうに考え

ていてよろしいのかということなんです。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 負担については、当然発掘調査となりますと遺物とかそういったものが出てきたり、あと写真、記録、図面を書いたりとかいろいろあると思うんですけれども、そちらに関しての費用の基本的なところは当然事業費の中でという形になるわけなんですが、部分的にはやはり町が単独で負担しなければいけない部分も出てくるやに県のほうからは聞いております。ただ、今現在は試掘の段階では今回予算に計上させていただいた内容でございます。
- ○議長(髙橋たい子君) ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。
- 〇16番(白内恵美子君) 白内です。

40ページ、5目自然休養村費の委託料、太陽の村の枯れ木伐採処分委託料なんですが、ナラ 枯れでしょうか。どのくらいあって、何本分今回処分するんでしょうか。

それから、41ページの農林水産業費の1目林業総務費の13節委託料、里山ハイキングコース 案内標示整備委託料、この詳細をお願いします。全てのコースの表示を行うのかどうか。

それから、44ページの土木費の5目公園緑地費、工事請負費の中に公園遊具更新工事があります。先ほど説明はあったんですが、もう少し詳しくお願いします。

それから、46ページ、教育費の教育管理費の工事請負費に船岡中学校フェンス設置工事、これの詳しい説明を求めます。

以上です。

- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。まず、農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 自然休養村の予算の関係でございますが、太陽の村園地内枯れ木伐 採処分委託ということで今回計上させていただいておりますが、こちらはナラではなくて松で ございます。太陽の村は、開村当時から入り口のアクセス道路、ゲートがあるアクセス道路か ら上の部分に松の木が生えていたわけなんですが、ここ五、六年ぐらいですかね、やはり松は 周りに木が生えてき出すと枯れてしまうということで、立ち枯れの状態になっておりました。 そういった状態になっていると、雪とかで例えば折れて、走行している車に落ちてくるという 可能性もございまして、今までも太陽の村のほうで一部落ちてきたものなり落ちそうなものは 整理していたわけなんですが、そちらのほうを今回整理するということで、アクセス道路沿い に関しては30本、あとは芝生広場ということでバーベキューハウスの前のほうに同じように松 の木がございまして、そこに10本、計40本の整理をしたいと考えております。

あと、林業総務費の委託料の関係で、里山ハイキングコース案内標示の整備委託料でございますが、こちらは全てのコースということではなくて、今回は一番人気のある槻木地区の上川名から深山のほうにずっと回るコースなんですが、深山コースの1コースを今回整備したいと考えております。今までは木製の看板という形でやってきたわけなんですが、今フットパスで支柱にアルミの表示の部分ですかね、そういった形で、そちらのデザインと合わせるような形で25ポイントを考えております。

以上です。

- 〇議長(髙橋たい子君) 次に、都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 44ページでございます。工事請負費の公園遊具更新工事です。 財政課長からも船岡新栄2号公園ということでお話ございました。代表的な場所ということで 言われたと思います。船岡新栄2号公園は船岡保育所の隣でございますけれども、公園の中央 に木製遊具があって、今は危険ですということで黄色いテープで閉鎖している遊具なんですが、 そちらを撤去して、保育所の先生、それから利用者とか区長さんとか公園愛護協力会の人に聞 いて、どういった遊具がいいのかというのはこれから決めたいと思っていましたけれども、保 育所でも毎日のように実は行くんだというお話も伺っていたので、カタログなどをやって、選 んでいただこうかなというふうに考えていました。今のところ、幼児用の遊具、複合的な遊具 を考えています。
- ○議長(髙橋たい子君) もう1点、教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 46ページ、船岡中学校フェンス設置工事なんですが、船岡中学校 の校庭においては東側、南側に関してはフェンスが設置されておりました。東側は町道沿いな んですが、こちらにはフェンスが設置されておりませんでしたので、校庭部分、81メートルあ るんですが、そちらにフェンスを設置するということになります。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。どうぞ。
- O16番(白内恵美子君) 最後の船岡中学校のフェンスなんですが、そうしますと高さとかはかなり高くして、ボールが外に出ないような状態になりますか。前に文教厚生常任委員会で視察したときに、ここはひどいねという話をして、それが全て解消されると思っていいでしょうか。
- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 高さについては、南側と同じ高さ、2メートルということで設置 をしたいと思っております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再々質疑ありますか。(「ないです」の声あり)

ほかに質疑ありませんか。4番平間幸弘君。

○4番(平間幸弘君) 43ページの3目道路新設改良費15節工事請負費、町道富沢16号線道路改良工事の補正が組まれています。これで今年度どの辺まで工事が進捗するのか、内容等教えていただければと思います。

それから、44ページ、土木費の1目河川管理費の13節委託料、槻木五間掘、ことし環境整備 ということで補正が組まれていますけれども、環境整備等の内容はどのような形になるのか。 以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 43ページの道路新設改良費の工事請負費です。富沢16号線の道路改良工事ですが、今年度、実は富沢側から改良が終わった区間において側溝整備を発注してございます。それは来年いっぱい、3月までには終わるんですが、その続きで側溝整備をしたいというふうに考えていました。ちょうど200万円でございますので、おおよそ50メートル程度というふうな内容でございます。

それから、44ページです。河川管理費の中の委託料、槻木五間掘環境整備委託料でございますけれども、これは五間掘の中側ですね、河床部分と堤防部分の草刈り、実は成田側は予算的に若干足りていませんでしたので、成田部分の草刈りということで計上させていただいています。

○議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(髙橋たい子君) **これで歳出の質疑を終結します**。

これをもって一般会計補正予算に係る全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより議案第10号平成30年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号 平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

〇議長(髙橋たい子君) 日程第7、議案第11号平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補 正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第11号平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成29年度国民健康保険事業特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し、療養給付費の確定に伴う国支出金等の精算によるものであります。

補正の主なものは、歳入につきましては、平成29年度決算による繰越金の増額であります。 歳出につきましては、決算剰余金の財政調整基金への積み立て、療養給付費交付金確定による 国への返還金の補正であります。

歳入歳出それぞれ7,438万5,000円を増額し、補正後の予算総額は40億1,256万6,000円とする ものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(髙橋たい子君) 補足説明を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) それでは、詳細説明をいたします。

議案書55ページをお開きください。

議案第11号平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,438万5,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額をそれぞれ40億1,256万6,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、平成29年度の決算に 伴う精算による補正となります。

58ページになります。

歳入です。

初めに、4款1項1目保険給付費等交付金の特別交付金27万円の増額ですが、これにつきましては平成30年度の県単位化に合わせて、国保情報データベースシステムの月報、年報等の補助金交付申請様式を県様式に改修することなど、費用が特別調整交付金として県から交付されるものです。

7款1項1目繰越金7,411万5,000円の増額ですが、平成29年度の決算に伴い、歳計剰余金を繰り越すものです。

次に、59ページです。

歳出になります。

1款1項1目一般管理費27万円の増額ですが、これにつきましては歳入で説明した国保情報データベースシステムの改修委託料です。

6款1項1目財政調整基金積立金7,291万7,000円の増額です。これは、国保基金条例により 平成29年度決算に伴う歳計剰余金8,411万5,007円の2分の1以上に相当する額を基金に積み立 てしたものです。

平成30年度からの国保の県単位化により、保険給付に必要な費用は全額県から支給される仕組みとなったため、療養給付費交付金等の精算に伴う償還金の財源充当分を差し引いた歳計剰余金の残額の全てを基金に積み立てをいたしました。

なお、財政調整基金の残額は、平成30年度当初予算で7,224万5,000円を基金に繰り入れしているために、積み立て後の基金残高は5億365万7,466円となります。

8款1項3目償還金119万8,000円の増額ですが、先ほど説明しました平成29年度の療養給付費交付金の精算に伴う返還金となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

O議長(髙橋たい子君) これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質 疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(髙橋たい子君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより議案第11号平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。 お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 間もなく12時になりますが、このまま続けますので、ご了承ください。

日程第8 議案第12号 平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長(髙橋たい子君) 日程第8、議案第12号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正 予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第12号平成30年度柴田町公共下水道事業 特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、4月1日の人事異動等に伴う人件費、平成29年度消費税の確定申告など及び 平成29年度歳計剰余金確定に伴う財源の組み替えに係る補正であります。

歳入歳出それぞれ1,749万3,000円を増額し、補正後の予算総額を13億9,486万2,000円とする ものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- 〇議長(髙橋たい子君) 補足説明を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(曲竹浩三君) 議案書の61ページをお願いいたします。

議案第12号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算につきまして、詳細説明を申 し上げます。

第1条です。歳入歳出予算それぞれ1,749万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞ れ13億9,486万2,000円にするものでございます。

63ページをお願いいたします。

第2表地方債補正です。

内容としましては、汚水枝線工事実施設計委託料の分であります。補正前の限度額2億 4,050万円に500万円を増額いたしまして、補正後の限度額を2億4,550万円に改めるものです。 65ページをお願いいたします。

歳入になります。

5款1項1目繰越金1,249万3,000円の増は、平成29年度の歳入歳出決算額から平成29年度の 繰越額を控除した剰余金となります。

7款1項1目公共下水道事業債500万円の増は、第2表地方債補正での説明と同様の理由による補正計上となります。

66ページをお願いいたします。

歳出です。

初めに、各科目にわたり給料、職員手当等、共済費の職員人件費の増額補正を行っております。これにつきましては、主に4月の職員人事異動に伴う補正となります。

1款1項1目一般管理費13節委託料64万円の増は、下水道受益者負担金の金融機関からの口 座振替に当たり、処理データを転送するためのデータ変換業務を行う費用を計上するものです。

2目汚水管理費15節工事請負費131万5,000円の増は、汚水処理を行うための公共汚水桝の設置申請が例年より多く申請されていることから、増額補正をするものです。

27節公課費815万8,000円の増は、平成29年度消費税及び地方消費税額の確定見込みにより、確定申告分746万6,000円と、平成30年度分の中間納付分69万2,000円をそれぞれ増額補正するものです。

2款1項1目公共下水道建設費13節委託料500万円の増は、現在の事業区域内におきまして 共有名義の私道路線の整備を促進するための実施設計に係る委託料を計上するものです。

5款1項1目公債費の元金ですが、繰り越し剰余金確定による財源の組み替え補正を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋たい子君) これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質 疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより議案第12号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第13号 平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長(髙橋たい子君) 日程第9、議案第13号平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算を 議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第13号平成30年度柴田町介護保険特別会 計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成29年度介護保険特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し及び国県支出金の償還等によるものです。

補正の主なものは、歳入につきましては平成29年度決算による繰越金の増額及び国庫支出金の増額であります。歳出につきましては、決算剰余金の介護給付費準備基金への積み立て、介護給付費の確定による国等への返還金、一般会計への繰出金及び総務費の増額などであります。歳入歳出それぞれ8,346万1,000円を増額し、補正後の予算総額を29億6,370万8,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(髙橋たい子君) 補足説明を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) それでは、議案第13号平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算 について詳細説明をさせていただきます。

議案書の71ページをごらんください。

今回の補正予算については、先ほど町長が申し上げたとおり、平成29年度介護保険特別会計 決算に伴う歳計剰余金の繰り越しにより、国庫支出金、支払基金、県支出金おのおのの償還金、 また基金の積み立てなどの補正となります。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,346万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,370万8,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

75ページをごらんください。

主な項目のみ説明させていただきます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金の1,476万7,000円の増額、すぐ下の4款1項1目介護給付費交付金の124万2,000円の増額は、平成29年度決算に伴う介護給付費の追加交付金となります。

7款1項2目介護給付費繰入金の135万5,000円は、介護認定審査に係る臨時職員の事務費の 繰入金となります。

8 款繰越金の6,609万7,000円の増額は、平成29年度の介護保険事業の決算に伴う繰越金となります。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

76ページをごらんください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 7 節賃金の135万5,000円の増額は、歳入でも説明 したとおり介護認定審査に係る臨時職員の賃金です。

1款2項1目賦課徴収費23節償還金利子及び割引料の18万9,000円の増額は、平成29年度の介護保険料の過誤納還付金の増額となります。

続いて、2款1項1目居宅介護サービス給付費1,348万9,000円の増額から、次の77ページ、 2款6項2目の特定入所者介護予防サービス費の8万円までのおのおのの増額は、各項目にお ける保険給付費の増額を見込み、補正となります。

78ページをごらんください。

5款1項1目基金積立金2,679万円の増額は、平成29年度の介護保険の事業精査に伴う決算 剰余金で、介護保険給付費準備基金に積み立てるものです。今回の積み立てにより、介護給付 費準備基金残高は1億5,929万3,528円となる見込みです。

7款1項1目償還金の23節償還金利子及び割引料の1,207万7,000円の増額は、平成29年度の介護保険事業の決算に伴う国庫、支払基金、県への償還金となります。

同じく2項1目他会計繰出金の1,641万5,000円の増額は、平成29年度介護保険事業決算に伴 う一般会計から多く繰り入れされた分を一般会計に戻し入れをするものです。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋たい子君) これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質 疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより議案第13号平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号 平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

〇議長(髙橋たい子君) 日程第10、議案第14号平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正 予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第14号平成30年度柴田町後期高齢者医療 特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成29年度後期高齢者医療特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し、後期 高齢者医療保険料の収入見込みによるものであります。

補正の主なものは、歳入につきましては平成29年度決算による繰越金の増額及び後期高齢者 医療保険料の本算定による収入見込みの減額であります。歳出につきましては、後期高齢者医 療保険料の収入見込み減による宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金の減額及び一般会計 繰出金の増額であります。

歳入歳出それぞれ897万1,000円を減額し、補正後の予算総額を3億8,115万9,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(髙橋たい子君) 補足説明を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) それでは、詳細説明をいたします。

議案書79ページをお開きください。

議案第14号平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ897万1,000円を減額し、歳入歳出 予算の総額をそれぞれ3億8,115万9,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、平成29年度の決算に 伴う補正となります。 82ページになります。

歳入です。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料503万7,000円の増額、2 目普通徴収保険料1,740万3,000円の減額、合計で1,236万6,000円の減額補正ですが、現年度分の保険料の本算定での調定額から収入 見込額を補正したものです。

4款1項1目繰越金247万7,000円の増額ですが、平成29年度の決算に伴い歳計剰余金を繰り 越すものです。

83ページです。

歳出になります。

1款1項1目一般管理費13節委託料の91万8,000円の増額ですが、保険料軽減変更に係る後期高齢者医療システム改修委託料になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,073万2,000円の減額ですが、歳入の保険料で減額となったことにより、広域連合への納付金を減額するものです。

3款2項1目一般会計繰出金84万3,000円の増額ですが、平成29年度の事務費繰入金分について精算により一般会計に戻し入れをするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋たい子君) これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質 疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより議案第14号平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第15号 平成30年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長(髙橋たい子君) 日程第11、議案第15号平成30年度柴田町水道事業会計補正予算を議題 といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

〇町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第15号平成30年度柴田町水道事業会計補 正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、4月1日の人事異動等に伴う人件費、中名生・下名生農地ほ場整備事業に伴 う水道本管移設工事及び投資有価証券債券購入等の補正であります。

収益的収入は10万円を増額し、補正後の予算総額は12億9,961万4,000円となります。

収益的支出は81万円を増額し、補正後の予算総額は12億233万7,000円となります。

資本的収入は88万円を増額し、補正後の予算総額は6,866万1,000円となります。

資本的支出は1億586万円を増額し、補正後の予算総額を5億3,132万3,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(髙橋たい子君) 補足説明を求めます。上下水道課長。
- 〇上下水道課長(曲竹浩三君) 議案書の85ページをお開きください。

それでは、議案第15号平成30年度柴田町水道事業会計補正予算の詳細説明を申し上げます。 第2条です。予算第2条に定めております業務の予定量を次のように改めるものです。主要 な建設改良事業、既決予定額2億4,454万1,000円に586万円増額いたしまして2億5,040万 1,000円に補正するものです。

第3条です。予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。

第1款水道事業収益、既決予定額12億9,951万4,000円に10万円増額し、12億9,961万4,000円とするものです。

支出です。

第1款水道事業費用、既決予定額12億152万7,000円に81万円を増額し、補正後の額を12億233万7,000円とするものです。

第4条です。予算第4条に定めております資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正す

るものです。

収入になります。

第1款資本的収入、既決予定額6,778万1,000円に88万円増額し、6,866万1,000円とするものです。

86ページをお開きください。

支出です。

第1款資本的支出、既決予定額4億2,546万3,000円に1億586万円を増額し、補正後の額を 5億3,132万3,000円とするものです。

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の詳細につきましては、後ほどご説明させていただきます。

第5条です。予算第8条に定めております職員給与費を130万円増額し、4,566万4,000円に 改めるものです。

次に、95ページをお開きください。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入です。

1款2項1目受取利息及び配当金2節有価証券利息10万円の増額となります。資本的支出、 投資有価証券債券購入費で今回の9月補正予算で計上させていただいております投資有価証券 の利息となります。詳細については、支出予算の際にご説明させていただきます。

支出です。

1款1項営業費用ですが、1目原水及び浄水費、2目配水及び給水費、4目総係費については、人事異動等によります給料、手当、法定福利費の人件費の増額補正をお願いするものです。 次に、96ページをお開きください。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入です。

1款2項1目工事負担金1節工事負担金ですが、中名生・下名生農地ほ場整備事業において 事業主体となる宮城県が実施設計をしたところ、水道管の支障物件が2カ所から4カ所へふえ たため、補償金となる工事負担金88万円の増額補正となったものです。

支出です。

1款1項2目水道工事費2節手当、3節法定福利費については、人件費の増額補正をお願いするものです。

9節工事請負費ですが、収入においてご説明させていただきました中名生・下名生農地ほ場整備事業に伴う水道本管移設工事と、山田沢配水池薬注室にあります次亜塩素注入用加圧装置、ポンプでありますが、これの更新工事、合わせて537万円の増額補正をお願いするものです。

4項1目投資有価証券の1節投資有価証券については、債券購入費として1億円の増額補正 をお願いするものです。

現在、水道事業会計の現金預金については、町内金融機関の定期預金において運用しておりますが、利率は日本銀行が実施しておりますマイナス金利政策の影響を受け、平成28年8月以降0.01%となっております。公金ということもありまして、リスクが低いと思われます東北電力等の社債購入を検討しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋たい子君) これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質 疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

〇16番(白内恵美子君) 白内です。

96ページの資本的支出で、最後に説明がありました投資有価証券、今後は水道事業の中ではこの形でいくんでしょうか、どんどん。会計管理者のお考えを伺いたいんですが。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(曲竹浩三君) 先ほども申しましたように、現金預金につきまして町内の金融機関に預金していますが、現在低金利ということで、考えております地方債でございますが、今の利率で例えば1億円の現金を預けても1年で1万円の利息となります。それに対しまして、有価証券等については今見込んでおります東北電力債で0.29%の利率ということで、29倍の利率となっております。そのほかに、東京電力なども検討いたしましたが、福島第一原発とかそういうものの関係もありまして避けたいと考えておりまして、一番リスクの低いもので購入をしていきたいと考えております。
- **〇**議長(髙橋たい子君) 再質疑ありますか。どうぞ。
- ○16番(白内恵美子君) 急に出てきたわけですけれども、要はきちんとした考え方を持って今後示していただきたいなと思います。確かに金融機関に預けるよりは大分利息は違ってくるんだろうなとは思うんですが、どのような研究をして、どのような検討をした上でこういうふうに変更したというか、今までしていなかったことをすることになったかというところの説明はきちんと行うべきだと思うんですよね。そして、本当に必要であればもっと今度は多額を購入

するということも考えられるわけですから、考え方をきちんとしたものを示していただきたい なと思うんです。補正予算で出てくるというのがちょっと納得できないんですが。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(曲竹浩三君) これにつきましては、毎月の例月監査等におきましても運用関係、そういうものが図られることも思案するように指導を受けておりまして、これに当たっては各種のセミナー関係等の検討も続けまして、今回補正という形にはなってしまいましたが、より財源確保といいますか、有効な運用を図りたいというふうな形で今回となってしまいました。
- ○議長(髙橋たい子君) 再々質問ありますか。(「いいです」の声あり) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(髙橋たい子君) **これをもって質疑を終結いたします**。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 討論なしと認めます。

これより議案第15号平成30年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時半から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時26分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないこと を証するためここに署名する。

平成30年9月6日

議 長 髙橋たい子

署名議員 17番 水 戸 義 裕

署名議員 1番 森 裕 樹